

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
13	募集要項	19	第5	1	(1)	イ	<p>なお、基準金利は、東京銀行間取引金利 TIBOR 1年もの（円／円）とし、この基準金利を参考に、10年固定金利を想定したスプレッドを設定するものとする、との記載がございます。</p> <p>TIBOR 1年を基準金利にする場合、金融機関から融資を受けられない可能性や、融資を受けられるとしてもスプレッドが高くなる懸念があります。基準金利をTONA ベース15年物（円/円）金利スワップレートへ変更していただけないでしょうか。</p>	<p><del>基準金利は、引渡し時の金利の変動への対応と、提案時の各グループの考え方を統一することを目的として、市でも無料で確認できる指標を採用しました。金利については、このTSRとの差分をスプレッドに加算するなど、事業者の提案に委ねることを想定しており、募集要項のままとします。</del></p> <p>基準金利については、次の通り変更します。基準金利は、Refinitiv（登録商標）より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA参照）としてJPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース15年もの（円／円）金利スワップレートとする。基準金利がマイナス となる場合は「0%」と読み替えるものとする。</p>